

条例改正（案）における委員定数の概要

1 委員定数について

民生委員法第4条の規定により、民生委員児童委員の定数については、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、都道府県（中核市を含む）の条例で定めることとされており、現在の定数は「旭川市民生委員の定数を定める条例（以下「条例」といいます。）」において786人と定めています。

2 条例改正（案）について

民生委員児童委員の任期は民生委員法第10条により3年と規定されています。このため、3年ごとに委員の全国一斉改選が行われており、次期改選は令和7年12月1日となっています。

本市では、全国一斉改選に合わせて委員定数の見直しを行っていることから、先般市内34地区の民生委員児童委員協議会に定数等に係る意向調査を行ったところ、3地区から1名ずつ減員希望がありました。 **資料1-2 参照**

このことを踏まえ検討した結果、次期改選以後の委員定数を783人とする条例改正（案）を旭川市議会令和7年第1回定例会に上程します。 **資料1-3 参照**

○ 厚生労働省の定める基準

【 民生委員児童委員の配置基準 】

区 分	配 置 基 準
中核市及び人口10万人以上の市	170 から 360 までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員児童委員1人

（ 現 行 ） 定数 786人 委員1人当たりの平均世帯数 251 世帯

↓

（ 条例改正案 ） 定数 783人 委員1人当たりの平均世帯数 252 世帯

↓

○定数の推移

	H28 年度			R 元年度			R 4 年度			R 7 年度（案）		
	区域 担当 委員	主任 児童 委員	合計	区域 担当 委員	主任 児童 委員	合計	区域 担当 委員	主任 児童 委員	合計	区域 担当 委員	主任 児童 委員	合計
定数(人) [増減]	712	67	779 [+5]	714	68	782 [+3]	718	68	786 [+4]	715	68	783 [-3]
世帯数	177,924			177,764			177,920			180,185		
世帯数/ 区域担当 委員	250			249			248			252		

※ 世帯数について

- ・ H28～R4 年度は福祉行政報告例の集計結果に基づく
- ・ R7 年度は R6.4 時点の本市住民基本台帳の登録データに基づく（2つの地区民児協にまたがる条丁目について、双方の地区に世帯数を計上している≒実世帯数より多くなる）